灰皿撤去(移設)のお知らせ

灰皿を【撤去(移設)】します(しました)。

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例により、(店舗)出入口など　人通りが多い場所や、人が集まる場所については、

灰皿等を設置しない等の対策が必要となりました。

ついては○年○月より、灰皿を撤去(□□へ移設)いたします

(しました)。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○○○店